

## 第2回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年10月8日（水）9:31～10:45

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、翁百合、佐久間総一郎

（政府）越智内閣府大臣政務官

（関係団体等）齋藤弁護士、日本ナイトクラブ協会、日本音楽バー協会、  
西日本クラブ協会、ラテンワークスコーポレーション(株)、  
六本木商店街振興組合

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、  
市川規制改革推進室次長、柿原参事官

4. 議題：

（開会）

1. 事業者等からのヒアリング

「重点的フォローアップ事項 ダンスに係る風営法規制の見直し」

2. 地域活性化ワーキング・グループの進め方について

（閉会）

5. 議事概要：

○柿原参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから規制改革会議第2回地域活性化ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、所用により、長谷川委員、松村委員は御欠席です。

また、本日は越智政務官に出席いただいております。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室参事官の柿原でございます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、越智政務官から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○越智政務官 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しいところ、委員の皆様にご参加いただきまして、担当の大臣政務官として、心から感謝を申し上げます。

当ワーキング・グループは、内閣の重要施策であります、地域活性化に資する観点から立ち上げられまして、本日で2回目でございます。

安念座長を始め、委員の先生方におかれましては、規制改革を進めることによって地域活性化を進めていく、実現するという精力的な御議論を是非ともよろしくお願いいたします

思います。

本日は、重点フォローアップ事項であります「ダンスに係る風営法規制の見直し」について、事業者及び地元関係者の皆様からヒアリングを行い、議論いただくと聞いております。

風営法につきましては、第1に、警察庁の見直し方針が規制改革会議の意見に沿ったものかどうか、第2に、事業者や地域住民など関係者の意見を踏まえたものかどうかなど、御議論をいただくべき点があると思います。

委員の皆様におかれましては、大胆かつ迅速な改革を実現するために、自由で活発な御議論を展開していただくように、心からお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○柿原参事官 ありがとうございます。

では、報道の方は退室願います。

(報道関係者退室)

○柿原参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

以後の進行は、安念座長にお願いいたしたく存じます。よろしく願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございました。

前回の会議では、初回ということで、御出席の委員の皆様一言ずつ御挨拶というか、所感を述べていただきました。

今日は、そのときに御欠席だった翁委員に、一言、お願いいたします。後で来ると1曲歌わなければいけないとか、そんな感じですね。

○翁委員 翁でございます。

地域活性化は、これから人口減少や高齢化が一段と深刻になる地域において、本当に重要なテーマだと思っております。

本当に様々なテーマがあると思うので、どこまでお役に立てるか分かりませんが、安念座長の下でしっかり議論に参加させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、議題1「ダンスに係る風営法規制の見直し」に移らせていただきます。

本件は、第1回ワーキングにおいて、警察庁より風俗行政研究会の報告書について御説明をいただきましたが、今回は風営法の3号営業者に係る事業者の方々及び地域における地元関係者の方々より御意見を伺いたいと思っております。

ただ、中心的論点がどうも10ルクス問題というものに収れんしそうな心配でございますので、そもそも10ルクスとはいかなるものであるかということについて、事務局にその実演をしていただくことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

○柿原参事官 了解いたしました。

この会議室を使いまして、明るさの再現というものを3通りほど実演いたしたく思います。

まず、最初に10ルクスを再現したいと思います。照明の操作をお願いいたします。

(照明調整)

○柿原参事官 この状態で、もちろん部屋の場所によって明るさは当然異なるのですが、安念座長の机の上が10ルクスということでございます。

○安念座長 こんなものが10近くあるのですか。

○柿原参事官 そうです。多分、皆様方もそれほど大きく変わらないかとは思いますが、机の上は10ルクスぐらいになっているかと思えます。

○安念座長 これで11.3になっている。

○柿原参事官 そういうことです。

場所を少し変えまして、安念座長の後ろに、今、傍聴席があるかと思えますが、そこへ動かしますと、大体7ルクスぐらいになろうかと思えます。

○刀禰次長 光源からの距離で変わるのです。

○柿原参事官 後ろの傍聴の方の席が7ルクスぐらいです。

○安念座長 これで5.9ですね。分かりました。ちょっといろいろ動かしてみます。

○柿原参事官 それを動かしますと、座長のお席の後ろの床にしますと、大体4ルクスぐらいです。

○安念座長 参事官のところはどうなのですか。

○柿原参事官 私の机の辺りを、今、測ってみます。

○安念座長 ほぼ蛍光灯の直下ぐらいですね。

○柿原参事官 これだと大体200ルクスぐらいになります。

○佐久間委員 こんなところで、今、執務をされている役所の方もおられるようです。某何とか省だとね。

○安念座長 そうですか。

○柿原参事官 10を基本とした再現は、以上でございます。

次に、5ルクスを再現してみます。照明操作をお願いします。

(照明調整)

○柿原参事官 この状態で、安念座長のお席の机の上が5ルクス前後ということになります。

あわせまして、先ほどと同じように、安念座長の後ろの床が大体3ルクスぐらいということになっているかと思えます。

これが最後の実演でございますが、座席の後ろの床で10ルクスにしようとするとうなるかということで、操作をお願いします。

(照明調整)

○柿原参事官 この状態で、越智政務官の後ろの辺りの床面の明るい部分が10ぐらいになるかと。

○越智政務官 9.4ですね。

○柿原参事官 これは当然ですけれども、光か陰かによってはルクスが変わりますので、当然、陰にあると5ぐらいになりますので、今、いろいろと実演いたしましたけれども、当然のことながら測定する場所によってルクスが違っていくということが、ある意味、当たり前ですけれども、数字のイメージとしてはそういう感じでございます。

座長、何か御指示等はございますでしょうか。

○安念座長 机を並べているクラブはないから、大分感じは変わるのだけれども、しかし、やはりスポットによってすごく違うわけですね。こういう定常的な明かりのところでもスポットによってこれだけ違って、5～200とかという数字が出るのだから、ミラーボールがぐるぐる回っているようなところはもっとですね。しかもああいうお店というのは、光の演出があるわけでしょう。

そうすると、どうやって測るのかというのは至難の業になってきて、こういう言い方をしてはなんだけれども、結構こちらの方としては泳げる余地が出てくるのだというのが率直な印象です。で、測り方は何も法律に書いていなくて、国家公安委員会規則で測定する方法で測定して10ルクスであれと言っているわけだから、国家公安委員会規則の作り方いかんによっては、非常に実態が大きく変わってくることになるので、我々もこれから大いに国家公安委員会規則の方に注視することになるかもしれません。

皆さん、いかがですか。御質問とか、ここを測ってみるとかはないですか。

○佐久間委員 今の状態は5ルクスですか。先ほど安念座長がおしゃべりになっていたときは10ルクスですか。

○安念座長 こちらの方はついていたから、10ルクスだということですね。

○柿原参事官 この状態で、安念座長の机の上が5です。

(照明調整)

○柿原参事官 これが10です。文字の読み方とか、いかがでございますか。

○佐久間委員 10で読めます。

○安念座長 字が読める程度でないと、10ルクスに行っていないのですね。

○佐久間委員 5でも読めますね。ありがとうございました。

○柿原参事官 多分、佐久間委員のところは、明かりに若干近いので、もう少し明るいかもしれません。

○佐久間委員 9.4ですね。だから、10あれば、十分字は読めて、会議ができますね。

○安念座長 他はいかがですか。

分かりました。本当にどうもありがとうございました。実感が出て良かったです。

それでは、関係者の方々から御意見をいただきたいと思っておりますので、お入りいただきください。

(齋藤弁護士、日本ナイトクラブ協会、日本音楽バー協会、西日本クラブ協会、  
ラテンワークスコーポレーション(株)、六本木商店街振興組合入室)

○安念座長 皆さん、どうも朝から御多用の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、座長の安念と申します。

今回の警察庁の研究会の報告書を中心として、皆様の率直な御意見を伺えればと存じております。

まず、事業者の方々を代表するという言い方もおかしいかもしれませんが、齋藤弁護士より御説明をお願いしたいと存じます。

○齋藤弁護士 弁護士の齋藤貴弘と申します。

各事業者の要望、意見については、お手元にお配りした資料に細かく書いてあるところなのですが、ちょっと時間との関係で、私がお手元の内容をかいつまんで御説明させていただきます。

深夜のダンス営業が、今の警察庁の改正案だと照度と遊興で規制されていくという形になっております。

理論上は、ナイトクラブをするためには、低照度飲食店か深夜遊興飲食店のどちらかを選択する形に一応はなっていると思いますが、まず、大前提として確認をしていただきたいのが、事業者の意見なのです。

低照度飲食店として営業することは、不可能だということです。

まず、低照度飲食店は、警察庁案だと、条例で深夜営業、1時以降の営業ができるとなっておりますが、当然のことなわけですが、これは恐らく条例ではほぼできないと思っております。

というのは、低照度飲食店は、出会い喫茶だとか、ハプニングバーだとか、そういう性的な享楽性の高い営業を対象にしているものなので、そこも含めて深夜営業をするという形になっていきます。

なので、条例でそういったものも含めて営業を延長していくのは、これはほぼ不可能だと思っております。低照度飲食店にくくった段階で、ナイトクラブは今までと同様、合法に営業できなくなってしまうことに自動的になってしまうと思います。結局は、法的にグレー状態を脱却させることができずに、健全な事業者を伸ばすことができない。法的にグレーなアングラな業界にそのままとどめてしまう形になってしまうかと思っております。

クリエイティブ産業として、世界的に見たら成長産業として位置付けているわけですが、風俗産業として引き続きネガティブなイメージの中で営業しなければいけないことも懸念されます。

もう一つ、低照度飲食店を広く認めていくと、ナイトクラブ以外にも非常に影響が大きくなっていくと思います。

ライブハウスだったり、バーだったり、バーもいろいろなスポーツバーだとかがあります。

すけれども、要は、照明の演出効果はいろいろな業態に関わってくることであって、例えば、ステージを明るくすると同時に客席を暗くしなければ、ステージの演出ができなかったり、いろいろな演出効果という意味で照度は非常に重要なので、低照度飲食店を広げていくことは、他の業態に非常に大きな影響を与えてしまうことになるかと思います。

あとは、照度規制の曖昧さです。実験されたというお話も聞きましたけれども、照度は非常に安定しなくて、数センチずらしただけで、例えば、2ルクスから100ルクスまで上がってしまう。時間帯によっても、何らかのライトの演出が当たっている場合には非常に高いけれども、その次の瞬間には真っ暗になってしまうといった、基準として非常に不安定なところがあるので、低照度飲食店ということにくるのは、そういった意味でも問題があるかと思っております。

そうすると、深夜遊興飲食店としての枠組みでどうルール作りをしていけるのかというところを中心に検討するべきだと思うのですが、深夜遊興飲食店に持っていくために、10ルクスの要件をクリアしないといけないわけです。

ただ、ルクスは法律の5号で決まっていますので、5号をいじくるのはなかなか難しいところもあって、かつ、先ほど聞いたのは、食品衛生法に基づく条例など、他の法令にも10ルクスということが書かれているようなのです。

だから、結構大改造になってしまう可能性があって、具体的に照度をどうするかというのは、なかなかハードルが高くなってしまう可能性があります。

計測方法は国家公安委員会規則に定められていますけれども、その計測方法で具体的な妥当性を図っていくやり方もとりあえずのものとしてはあるかと思えます。

具体的には、測る場所と測る時間です。これは照明の演出効果によって、時間帯によってかなりぶれがあるので、そういう場所の平均値をとるだとか、演出効果を損なわないような方法で測定をしていくやり方があるかと思えます。

深夜遊興飲食店の枠組みでルール作りを検討していくべきというところなのですが、ここで懸念されるのが遊興概念です。これが非常に広くて多義的なところがあって、基準としての曖昧さがやはり残ってしまうというところです。

軽い遊興から、非常にハードな遊興までいろいろあると思うのですが、非常に幅の広い概念なので、届出制なのか、許可制なのかも遊興の内容によってかなり違ってくると思うのです。

地域制限も遊興の内容によって当然変わってくるべきだと思うのですが、遊興概念をはっきりしないまま許可制にしてしまう、非常に軽い遊興にもかかわらず、許可を取らなければ営業できなくなってしまうことも想定されてきてしまう。

遊興をどう定義していくのかも非常に重要なところかと思っております。

ナイトクラブ協会の要望書では、ナイトクラブとそれ以外を分けて遊興を規制すべきだという意見もあると思います。

あと地域制限と客室面積は、具体的には音楽バー協会の要望書に細かく書いてあるので

すけれども、例えば、客室面積は、今、66平米となっていますけれども、これは現実に即していない数字になってしまっており、なかなか許可を取ることができない。

それに対して、2号の洋室の客室面積が16.5㎡というものがあるのですけれども、例えば、こういう数字で持ってくると、今の大体の事業者の感覚に合ってくるかというところ

です。あとは地域制限なのですけれども、これも商業地域を基本にすべきだということで議連でも検討されましたけれども、ただ、具体的な調整は別途必要だと思っております、例えば、入口は商業地域だけれども、建物の裏の方が住居地域にかかってしまっているとか、入口が大通りに面していて、人の流れはその大通りから入るのだけれども、一部住居地域にかかってしまっているから、許可が取れないという店舗が割と多数あります。

地域によっては、住宅地と商業地が混在していて、商業地域化が進んでいる。一応、地域でバランスが取れて、問題なく営業できている。そういった地域もありますので、ここは地域の特殊事情に応じて、条例で商業地域を基本にしつつも、具体的な調整を可能にすべきところだと思います。

最後に、業界団体の活用ですけれども、この風営法改正の議論が始まったときには、法的にグレーな状態で営業しなければいけないということで、業界団体を立ち上げることがなかなかできなかった。

今、この間の議論、業界もしっかりまとまらなければいけないという形で、いろいろな業界団体ができて、連絡会などもつくって相互に意見交換をして、警察ともいろいろ話を

して、前向きな動きが出ているのです。そういった業界団体の活用をちゃんと伸ばして行って、警察と連携する、地域と連携するといった動きをこの後もどんどん伸ばしていければというところ

です。とりあえず私からはそこまでです。

○安念座長 どうもありがとうございました。

今日は各団体の方々においでをいただいております。せっかくおいでいただいて、時間が窮屈で申し訳ないのですが、それぞれ1団体の方に数分程度で、特にここのおところをおっしゃりたいというところを強調していただければと存じます。

まず、日本ナイトクラブ協会さんからお願いできますでしょうか。

○日本ナイトクラブ協会 日本ナイトクラブ協会の村田といいます。

今回の風営法の改正、1号、3号、4号に対して、我々はクラブと言われる業界団体又はこれに関わっている関係者です。私も30年ほどこの業界に携わっていますけれども、ある意味、ずっと違法状態で営業してきたような状態でした。

今回、改正が行われることで、長年、自分たちがやっていることが発展性のある状態になれるのかなということで、とりあえず今回の改正で我々が一番願っていることは、今までクラブの中で生まれてきたいろいろな近隣問題とか、地域の問題が起こらないような風営法の改正を一番に願っています。

そのために、警察当局や近隣住民の方、あと事業者が連携を取った協議会のようなものは絶対必要かと思っています。

あとは、余り議論されていないのですけれども、自分もお店をずっと何店舗か作って行く中で、大きな問題になって後から出てくる、近隣に対する騒音問題、地域の問題を解決するのに、例えば、ビルでいえば、ビル内の騒音問題と、外に出ると隣がマンションであったり、住民がいたりという、出店する前の事前調査がかなり必要で、そこが今の法の中では余り重視されていないので、例えば、レストランをやっている経営がうまくいかなかったところを、少し手を入れて音響設備を入れて、クラブにしてしまおうかと、そういう軽いノリで出店するケースも多くて、結局、出店して内装設備を作り上げてから音の問題等が出ると、もう死活問題になってなかなか止められないのです。

もうやりながら、問題が起きてきたら、それに対して対応する。そうすると、結局、後追いになって、経営者に余力がなかったりすると、後から防音を施したりする力がなくて、だましましで営業してしまっていて、結局、同ビル内とテナント内の方々に迷惑を掛けたり、消防でいえば、排煙口の問題とかがあって、空気が筒抜けの状態なところに音がいっぱい漏れてしまうので、本来だとそこに防音チャンバーとか、そういうものを入れて、設備にお金がかかるのですけれども、そういう施しをしない、ノウハウが分からない方々がたくさん参入されて問題が起こるのが、自分としてはすごく心配です。

照度の問題とか、そういうものも確かにあるのですけれども、お店は始まってしまうと、そこに雇用も生まれて、なかなか止められない。ですから、出店する前の事前の調査が必要になってくるかと。

あと、先ほどの協議会ではないのですけれども、地域住民との連携が今まで我々は違法状態の中にいたので、なかなか警察当局や住民の方と膝を突き合わせて話す機会が余りなかったのです。

警察の方には当然いろいろな苦情等が直接行かれていると思うのですけれども、我々が聴いてもそれを教えていただけたりしないので、どうしても対応がなかなかできないのです。

隣のマンションに住んでいる、どの方から来ているのかとか、例えば、騒音でも高域なのか低域なのかで止め方も変わってきますけれども、それが分からないと具体的な対策がなかなかできなかつたりして、後追いになってしまっていて近隣住民からやはり苦情が来る。

ですから、そういう事前の調査の部分は、今回の改正の中でこういった形で織り込むかはあれなのですけれども、協会加盟なのか、それともそういう協議会への加盟義務なのかは分からないのですけれども、何かしらの形でコミュニケーションが取れて、警察当局が中心になりながら、ある程度の規制を与えていただくようにはしていただきたいと思っています。

あと具体的な話は幾つか出てくるとは思うのですけれども、深夜遊興の部分で言うと、我々いわゆるクラブと言われている、モラルもまだしっかり持っていないようなお客様、

若年層の若い子たちが集まってお酒を出すスタイル、大音量で数百人の方々が集まる形と、あとレストランのような形で、小音量でラジカセ程度で踊るような業態とは、大分起こる問題自身も起こる頻度も確率も変わってくるので、同じ深夜遊興と一括りにしないで、許可制と申請で済むようなものを分けていただくことが必要かと思っています。

○安念座長 誠に申し訳ない。知識がないので、大変お恥ずかしいのですが、村田さん御自身は、具体的にどういう形態の営業をしていらっしゃるのですか。

○日本ナイトクラブ協会 日本ナイトクラブ協会は、風営法の3号と1号を取得している、いわゆるクラブ営業というもので、年齢層は店によって高いお店もあれば低いお店もあって、今は20歳以上で年齢を切って、照明と踊り場の設備を設けて、DJと言われるものや、ダンサーとか、そういったものです。

○安念座長 分かりました。それを違法だとおっしゃるのは、具体的にはどこが違法だと。

○日本ナイトクラブ協会 今まででいえば、やはり12時以降の話です。

○安念座長 やはりその話ですか。

○日本ナイトクラブ協会 そういう部分があることで、表立って話がなかなかできなかつたりした状況で、今は団体を組んでいますけれども、今まではその団体すらなかなかなかったのです。

○安念座長 分かりました。すみません、他の方もいらっしゃるの、またお話を伺います。どうもありがとうございました。

ちょっとそれぞれの業態を、我々素人にも分かるように、こういう業態の業界なのだとすることを、まず、御説明いただくとありがたいと思います。

次は、音楽バー協会さんをお願いいたします。

○音楽バー協会 初めまして。日本音楽バー協会の理事を務めております、安田と申します。

我々は、主に深夜酒類提供飲食店の届出を取っている飲食店中心の営業者団体です。

今回、参加させてもらった理由としましては、法改正後、我々も深夜遊興飲食店の許可を取って新規参入していきたいということで、いろいろ勉強させていただいているところなのですけれども、我々としては、小さい店舗がほとんどなので、面積の部分を16.5㎡にさせていただきたい。

なぜ小さい店舗が多いかというと、ほとんど飲食店なので、客席で御飯を食べたり、お酒を飲んだりする部分で、ときどき結婚式の2次会だとか、そういうときにテーブルとか、椅子とかをどけて踊ったりとかする場合もあって、それが風営法に抵触する可能性もあるのではないかとこの辺をクリアにさせていただいて、さらに営業時間を延ばすことで、我々としても営業チャンスの拡大につながるという部分で、新規参入させていただきたいと思っています。

法改正後には、深夜酒類提供を取っているの、立地の規制についても深夜酒類提供の条件と同じ形にさせていただけると、スムーズに許可を取れると思っていまして、また、近

隣の方々からの苦情等も多いエリアもあると思うのですけれども、ちゃんとこういう許可を取っていくことによって、警察の方とも連携を取って、例えば、ドラッグを見つけた場合にはすぐに通報して警察に来てもらうことが、今よりもっとスムーズにできる形に是非したいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○安念座長 私は知識がないので、余り業態のイメージが湧かないのですけれども、外見というか、我々の普通の概念だと、レストランとして営業していらっしゃるのですか。

○音楽バー協会 本当に様々なのですけれども、私はライブハウスを幾つか経営しています。ライブハウスでも、実は踊ったりするイベントが増えているのです。

あとは加盟店舗ですと、ランチをやっていて、そのまま夜はバーになって、DJが入って踊るようなイベントがあったりとか、本当にさまざまなスタイルの店舗がありますので、一緒くたにするという形ではないのですけれども、どれも遊興という部分では関わりがある形です。

○安念座長 では、その音楽バー協会さんの中にも、営業の仕方は結構バリエーションというか、違いがあると考えてよろしいですか。

○音楽バー協会 そうです。

○安念座長 分かりました。ありがとうございます。また後ほどいろいろ伺いたいと思います。

それでは、西日本クラブ協会さんをお願いいたします。

○西日本クラブ協会 西日本クラブ協会から参りました、弁護士の西川です。よろしくお願いします。今日はありがとうございます。

まず、我々の協会加盟店舗の概要なのですけれども、先ほどナイトクラブ協会さんからお話が出ていたような形態のところが多いです。1号営業もしくは3号営業の許可を取得する。

イメージを具体化していただくためにお話ししますと、お客さんの収容人数が、大体小さいところで100~200ぐらい、大きいところになると一晩で1,000人ぐらいのお客さんが入るといふ店舗も中にはあります。何フロアかある感じです。

面積としても、最低100㎡ぐらいから、大きいところでは、フロアが分かれていますけれども、800㎡ぐらいのところまで、比較的、大阪、京都、神戸の中でも割と大規模な店舗が協会加盟のところであります。

ただ、もう一つ、大阪、京都、神戸にもあるのですけれども、我々の協会にはそういう許可を取っていないので入っていないのですが、先ほど、音楽バー協会の方がおっしゃったような、比較的もう少し小さな規模でやっていらっしゃって、同じようなクラブという形態をやってみたりとか、クラブというものの自体が、なかなかこういう営業、こういうイベントだけをやるということで固定化されていない部分もあって、例えば、ファッションショーなどと一緒に連動させたりとか、ペインティングみたいなことと一緒にやったり、

いろいろなカルチャーが融合する。

そういう意味で、内装とかをイベントごとに変えたりとか、いろいろ配置を変えたりとか、そういったこともやりながら、そこで文化と文化が融合して新たなものを生み出していくという理念の下にやっているという箱も、参考までなのですけども、幾つかあります。

まず、我々の業界からちょっと強調しておきたいところを何点かだけ簡単に申し上げますと、先ほど齋藤先生の方からも出ていました、低照度飲食店についてなのですけども、今、お話で出ていたような風俗営業ということで抵抗感が強いであるとか、時間延長が厳しいのではないかということはもちろんある。

これも実際の店舗の生の声としては、照明について、今まで費用をかけて、大分基準で整備してきたものを変えることになると、またすごく費用がかかるのではないかということです。そういったことの心配も生の声としては、出てきています。

もう一つは、業界がやはり分断されるのではないかと。要するに、深夜遊興飲食店というものと、低照度飲食店と二手に分かれることによって、先ほどお話も出ました、ようやく業界団体が形成されつつあるところが分断されてしまって、またやりにくい状況になりはしないかということ。

もう一つは、これが彼らにとっては非常に切迫感のある問題なのですけども、仮に今の枠組みの中で深夜遊興飲食店として営業した場合に、例えば、一瞬でも10ルクスを下回ることがあると、これは低照度飲食店の無許可営業罪に当たる行為になるわけです。

風俗営業の無許可営業罪は、大体、大阪など、こちらでいうとほぼ逮捕される事案というので、最終的には罰金になったとしても勾留されるということで、非常に怖がっている。

そんなことであれば、いっそのこと低照度飲食店の許可を取ってしまって、結局、現状と同じように、時間を無理やり延長しながら、ある程度、違法状態を含みながらということをお話しされる事業者の方も中にはおられるということが、こちらの方から提出させていただいた意見書には書かれています。

最後に、2点だけ。私が弁護士として少しお話ししたいのは、先日、大阪地裁で判決がありました「NOON」の無罪判決で私は弁護団をさせていただきまして、判決の中で強調されているのは、やはり憲法問題なのだと。

営業の自由であるとか、そこからまつわる表現の自由を不当な規制で制約してはならない、それは最小限でなければならないことが、高らかにうたわれているわけです。

こちらのワーキング・グループの中でも、果たして照度の制限というものに合理性、科学的根拠はあるのかという議論がされていることをちょっと漏れ聞きまして、まさにおっしゃるとおり、当初は明るさが問題だったという議論ではなかったと思うのです。

例えば、警察の方がおっしゃっていたのは、騒音だとか、異臭だとか、もめごとだ、傷害事案だということがあるので、そういう規制は外せないということだったと思うのですけれども、それが今は全然違うレベルの話になってしまって、では、騒音とかの問題はこ

れからどう解決していくのかということがはっきりしない。

本来、規制しなければならない、目的に基づいた合理的制約の範囲は何かということは、やはり憲法とか人権というレベルから議論していくことが大事なのではないかということが1点。

それと、これはここの規制改革ワーキング・グループの中でも答申として出された中に、ダンスという切り口ではなくて、個別の問題に対しての対処が重要だということをおっしゃっていただいていたと思います。

例えば、騒音規制の問題であるとか、その他、いろいろな軽犯罪法みたいなこととか、そういったところの整備をこちらもやはり同時並行的に進める。むしろそちらの充実の方が大事なのではないかと思うところでありまして、すみません、付け足しが長くなりました。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ラテンワークスさんをお願いいたします。

○ラテンワークスコーポレーション(株) おはようございます。

私は、こちらに届けました資料にありますとおり、自己紹介を簡単にさせていただきますと、六本木の方でバーとサルサクラブを20年経営しておりまして、シンガポールや香港にもここ数年ちょっと出店して営業させていただいています。

今日、出席しました立場としましては、社交ダンス、ブラジリアンペアダンス、サルサクラブ、このようないろいろな、いわゆる趣味の延長であるようなダンスと飲食を伴うような営業というものがいろいろな地域で広がっておりまして、これはいわゆる住宅街であったりとか、飲食店を借りたりですとか、あとは公民館、イベントホールといったところでのいろいろな飲食とダンスを伴う営業を今までやってきましたが、これが全て今までグレーでしたので、非常に困っておりました。

中には、逮捕されてしまう事業者、あとは企業によっては、コンプライアンスの問題でイベントを最初から取りやめるといった部分で、いろいろな事業者というものですとか、いろいろなイベントというものが大分自粛されてなくなっていました。

このようなことで、今まで3号営業、いわゆる許可制度というものと全然無縁なところから営業しておりましたが、その取締りが厳しくなったことで、その辺の問題が持ち上がってきておりました。

自分たちの要望としましては、このような形でいろいろなところで草の根的に広がっているものですので、許可を取ることに對して、非常に現状は厳しいハードルがあります。

音楽バー協会であつと話がありましておつと、面積の部分に関しては、小さな飲食店のようなところだと許可が取れないこととなりますので、ある程度、狭いところも許可を取りやすいようにしていただきたい。

例えば、今、面積要件として66㎡以上というものがありますが、これは許可を出す上に

おきましては、すごく細かい算定をするのです。レーザーポインターを使ってミリ単位で面積を測定する。例えば、これが66㎡を1㎡下回った場合に、では、それが著しく問題になるかという、そうではないと思います。

なので、現実に即したような、もう少し簡単な測定で許可が取れるようにしていただいて、できるだけ幅広い事業者にチャンスと、まず、与えていただいて、その中で非常に問題があるような場合は罰則を与えていくような改正を望んでおります。

そうすることによって、例えば、問題のある事業者が問題によって罰則を受けることになり、事業者がその問題に向き合うことにもなりますし、現状、許可を非常に狭いものにしてしまうと、警察が基本的に取り締まる目的としては、許可を取る必要があるのか、ないのか、そういう取締りになってしまって、一旦許可を与えたところがどういう営業をしようか、許可を取っているのだからということで、結果的に近隣に迷惑をかけていようか、どういう営業をしていようか、そういうところに踏み込まなくなってしまう。

なので、私が思うのは、一番いい方法としては、まず、いろいろなところに許可を与える。その中で取締りをピンポイントに行き、許可制度をうまく利用して罰則を与えていくということがいいのではないかと思います。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それぞれ実際に営業しておられる方でないと分からないような情報をお寄せいただきまして、大変ありがたく存じます。

次に、地域における地元の関係者として、六本木商店街振興組合さんより御発言をお願いいたします。

○六本木商店街振興組合 どうもおはようございます。六本木商店街振興組合、私、臼井と、隣にいるのは小林でございます。

我々は、名前のとおり、商店街振興組合でございますので、今までの皆さんのような、直接のクラブ関係の事業者というわけではございません。

商店街振興組合としては、それこそ物販店もありますし、飲食店もありますし、クラブ事業者の方も加盟をされている。ビルオーナーという形で賃貸業として加盟されている方もいらっしゃる場所です。そういう商業的な事業者の集まりなのですが、その中には、私もそうなのですが、六本木で生まれて六本木で育っているという、住民としての顔も持っているところがあります。

クラブ事業者の方々に加盟いただいているところもありますが、やはり先ほどお話がありましたように、今、12時以降にダンスをさせると違法ということがありますので、違法な状態の実態の経営がある中で、我々としては、加盟をしていただくことができないところがあります。

これがまた一つ、町としての商業の一体化ができていけない実態もあるわけですが。今回のお話に入りますけれども、まず、今回、照度で規制をしようという話ですが、今まで

は、結局12時以降の商売をするのだったら、ダンスは駄目と、大ざっぱに言うと、そういう話だったかと思うのです。

今回は、12時以降に仕事をしようとするのだったら、暗くては駄目という話かと思うのです。結局、ダンスという言葉がなくしたけれども、照度ということを持ってきただけの話であって、我々にとっては、影響される店舗が拡大したことになってしまうのです。

2つ理由を挙げたいと思いますけれども、まず、今日のトップニュースで青色LEDのノーベル賞の話が出ましたけれども、やはり光は、ただ光源としてあるだけではなくて、演出効果として重要な位置を占めておりまして、例えば、レストランでテーブルの上にキャンドルが置いてあるときに、辺りが暗いから初めてキャンドルの効果があるのであって、こんなことは私が言うまでもないのですが、そういうものが実態であるわけです。

そういうところに基準を持っていこうということ自体が、まず、おかしい。一体、何でもこんなものを引っ張り出してきたのかというところが、大きく1つあります。

それと、5ルクスがいいとか、10ルクスがいいとかという議論をするつもりは全くないのですけれども、2つ目として、測定方法です。

我々もクラブ事業者さんの店舗に行かせていただいて、営業と同等の照明をつけていただいて、照度計で測りましたけれども、本当に場所がちょっと違ったら、1桁から3桁くらいまで違ってしまいますし、同じ場所でも、先ほどの演出効果で光がいろいろと動いている中では、そのタイミングによっても数値は全然違う。

こんな不安定なものを法律というところで決めていいのかというところがあります。

それともう一点は、やはり暗くては駄目というところで明るくしている。でも、それで許可は取っておくけれども、実態としては暗くして営業していくという、今のダンスと全く変わらない営業実態が想定されるわけです。明らかだと思えます。そうすると、今のようにグレーな営業になって、警察とは一切連携できない。住民からも認められない。そういう状態は全く変わらないと思うのです。

ですから、ここで私は、まず、この照度というところを持ってきていることをもっと議論をするべきだし、できたら考え直してほしいと思っています。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに移りたいと思います。

まず、佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 どうもありがとうございます。

まず、会社では、何事も現場、現物を見て判断し、行動しろと言われていたのですが、申し訳ありませんが、ちょっと私は、今、御議論いただいているところに関しては、ほとんど現場、現物感覚がないので、伺ったお話からのコメントになります。

皆様のお話を聞いた限りでは、正直、非常にもっともだという感じがいたしました。

質問は2つあります。

一つは、風俗行政研究会の報告書が出て、この中で10ルクスということが出ていているということだと思うのですが、この研究会の議論の過程で、皆さんは意見を研究会に提出するなり、申し上げる機会があったのでしょうか。これは単なる事実の確認が1点です。

もう一つ、10ルクスというものは、私の感覚からするとかなり明るい。仕事も十分できるような明るさなのですが、皆さんもそう思っているか。照度の問題ではないというのは、私もそのとおりでと思いますけれども、その2点をお伺いできればと思います。

○安念座長 報告書の中に、ヒアリングした団体を書いてありましたね。すぐコピーできたりしますか。

○柿原参事官 本日このWGにおいてになった団体は、すべて研究会でヒアリングした団体に入っています。

○安念座長 どなたでも結構ですけれども、どんなことを特におっしゃいましたか。

○日本ナイトクラブ協会 照度に関する議論はほとんど出ていなかったと思います。

○安念座長 御意見として、研究会におっしゃいませでしたか。

○日本ナイトクラブ協会 照度に関する議論は、その場では出てこなかったはずですが。後で報告書を見たときに、人は暗くて遅い12時以降でお酒が入ると淫らな行動になりやすいというところから、あとは法で言う、今回の改正で5号というものが残っていて、そこに照度の問題があったので、照度が取り上げられたのかなと私は認識しています。

○安念座長 他の方はいかがですか。

どうぞ。

○西日本クラブ協会 西日本クラブ協会の雨堤です。

照度というよりは、我々としましては、現状、3号営業の許可を取って5ルクスという中で営業している。

これが今回、法改正という方向に行くのですが、今より規制がある種強化されることになりまして、先ほど申しましたが、費用の問題で現実的に、今から改装ができる、できないの問題もあるので、その現状の規制より厳しくというのは、御勘弁いただきたいという意見は申し上げさせていただきました。

○西日本クラブ協会 質疑もあったのですけれども、その場で照度問題ということが何か大きな論点として取り上げて議論されたという記憶は、余りない感じです。

○安念座長 実は、我々も10ルクス問題というよりも、まずはダンスの切り口で風俗営業を定義するのはもともとおかしいというのが最大の問題意識だったものだから、結局10ルクス問題で、「ダンスは駄目」が、「暗いのが駄目」になっただけではないかと、先ほどおっしゃっていましたね。

だから、確かにこの論点について深く考えなかったという気がします、率直に言いまして。齋藤先生のお考えはどうですか。

○齋藤弁護士 そうだと思います。

レポートが出た後に警察庁の楠課長とお話をしたのですけれども、ダンスを外せと言わ

れたから外すように努力をした、外したけれども、5号というものが他方である、5号の規制には自動的に引かかってきますという言い方でおっしゃっていたかと思います。

そうすると、また5号という別の問題が出てきてしまって、同じような議論を5号に関してしていくのかというところなのですけれども、それは多分ものすごくまた長い議論がそこから始まってしまいます。

○安念座長 そうですね。

どなたか、ございますか。

どうぞ。

○西日本クラブ協会 西川です。

恐らく問題の根本は、風営法というものがそもそも切り貼りのようにずっと作られてきたという経緯があって、これを外せば、これに引かかると。本当に、今、おっしゃったように、ダンスではなくて飲食店と考えれば、形式でこういう規制が入るということで、報告書は構成されているのだらうと思うのです。

ただ、そこでやはりもう少し想定すべきではないかと思うのは、やはり「NOON」の無罪判決の中でも強調されているのですけれども、立法目的とか、規制目的はそもそも何だったのかというところなのです。

やはり5号は、飽くまでも真っ暗な、おっしゃっていたようなハプニング何とかとか、そういう深夜喫茶みたいなどの規制を念頭に置いていたわけであって、そういうところと、制定当時は全く想定されていなかったようなクラブというものを同列に置いて、また全然違う型紙でクラブというものを規制していこうという発想自体がなじまないかとは思っているのです。

ですから、そこら辺の立法目的論とか、何を想定していたのかという議論は、遊興も同じだと思うのですけれども、その絞り込みということが非常に大事になってくるかとは思っています。

○安念座長 佐久間委員、いかがですか。

追加コメントはよろしいですか。

○佐久間委員 今のお話も、皆さん、よく分かりましたが、照度が科学的ではないと私も思っていますが、10ルクスはやはり明る過ぎるというのが正直な感覚で、照度だとしても余り意味のない閾値になってしまうのではないかということなのですが、その辺は非常に単純な感触をお聞かせ願えればと思います。

○安念座長 では、村田さん、どうぞ。

○日本ナイトクラブ協会 村田です。

実際の報告書を受けて、うちの渋谷の店舗の方で、10ルクスを自分で測りながら明るさを合わせて、実際に回ったのですけれども、映画館であれば、たくさんのライトが全体的について満遍なく合わせることはできるのですけれども、やはり店舗の場合は、テーブルの上とか、そういうものに集中してライトが当たっているので、その場所によってすごく

ムラがあるのです。

現状、警察の方の担当者によっても測り方が多少やはり違ったり、一番暗いところを取ったり、柱の端で取るのと通路部分で取るのとでは全く違いますし、それがまた踊り場になってくると、実際、会議でも、プロジェクターを使われて映像を流したりするときに、ある程度の暗さがないと映像は見えませんね。

だから、演出の部分でいうと、映像やムービングのライト、レーザー等がある程度入るには、最低限の暗さは必要ですし、ただ暗いばかりではなくて、実際にはミラーボールにライトが当たって、そのライトが当たれば、当たったところは100ルクスや200ルクスにほとんど上がるのです。

ですから、本当に測り方、基準で全く変わってしまうので、単純に5とか10とかは、実際に見ると、5も10もさほど変わらないのですが、どこで測って、どのように測るかで物すごく変わってしまうので、その辺の曖昧さが、我々からすると、きちんと決めていただいて、これであればと思えば安心するのですが、今だと曖昧過ぎて、やはり不安感の方が大きくて、こういう議論になってしまっています。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

他は、いかがですか。

どうぞ、翁委員。

○翁委員 先ほど齋藤さんから業界団体の話を伺ったのですけれども、今、それはどういう動きになっているのか、もう少し教えていただけますか。

○齋藤弁護士 業界団体のことは、関口さんをお願いします。

○日本ナイトクラブ協会 私から御説明いたします。

先ほどおっしゃったように、もともとナイトクラブと称される場所は、風俗営業の3号もしくは1号を取っているところか、もしくは深夜酒類を取ってやっているところ、お客様から見れば同じナイトクラブと見えているのですけれども、その2つの許可でやっているところが多い。ほぼそういうところなのですが、許可を持っている団体、要は66平米以上の団体が集まりまして、私たち日本ナイトクラブ協会というものができておりまして、俗に言う許可店というのですか、許可を持っているので、44条の団体として初めて集まったということになります。

当然、私たちは3号営業を取っていますから、実査の期間であるとか、平米数であるとか、許可に対するリスクを取った営業をしている団体ですので、集まりやすい。もしくは自主規制を作って、自主規制も団体の中では行き届きやすくなっておりまして、割と都内の許可を取っている、俗にクラブと言われるところは、今、非常に連絡が行き届きやすいというか、問題意識も通りやすくなっているのです、表向き自主規制を守りましょうみたいなことで集まってはいるものの、六本木でそんな問題が起きているのかとか、渋谷でこうなっているのかということなど、初めて業界全体で問題を共有できているというのがあ

ります。

また、西日本さんと先月から協議を重ねて連絡会みたいなものをつくって、きちんと地域性にも合わせたような実態を、もう少し業界として把握して、もっとかみ砕いて分かりやすくプレゼンできるようにしたいと考えています。

あと、その先でいえば、今、風俗営業法ということで規制を縛られていますけれども、実際、それがなくなったときに、この自主規制に対する罰則であるとか、会に入って自主規制を守るメリットは何なのかというところが問題になってきますので、そこもきちんとしたものがないと、結局、今、風俗営業法があるからこそ、集まって、やはりライセンスをもらっているから自主規制を守りましようとなつていますが、では、それがなくなったら、入る意味がないとなると、そういうモラルのない業者でいえば、やり得みたいなことになっていくと、余計に地域の住民の方に迷惑をかけるのではないかという危惧はしております、そのことも内輪の方で議論して、警察庁の方にも少し先週ぐらいから御相談申し上げているという段階です。

○安念座長 当たり前だけれども、無許可、違法営業の業界団体をつくれといったって、それはつくれるはずがないのだから、実際にはそこが難しいところなのだよ。ありがとうございました。

他にいかがですか。

滝座長代理、どうぞ。

○滝座長代理 先ほどおっしゃったと思いますけれども、グレーゾーンにならざるを得ないから、警察とのコミュニケーションが取りたいときに取れない。これが一番大きい問題だと思つていまして、やはり世間常識、一般概念の中で駄目なことをしたときに、非常に強い罰則があるという判例の中でこそ、お互いに自主規制が働いてくる。今、いろいろエンタメの形も変わってきているし、それを阻害するようなルールを作ると、ちょっと笑われてしまうのではないかと思います。何をやっているのかという感じでね。

もともとの議論は、良識に合っていない、今の時代に合っていないことをやると、結局、商売だから、グレーゾーンになる。グレーゾーンになると、いろいろな違反行為があったときに、警察に110番をしにくくなる。これがオリンピックに向けての夜の楽しみ、例えば、家族あるいは友達との楽しみの場を育てるのに、大きな問題になるのではないか、ということだったのではないか、とそんな感想でございます。

○安念座長 政務官、いかがですか。照度の問題というのは、道徳的な先生方にとっては、結構センシティブな問題になってきはしませんか。

○越智政務官 政務官がワーキング・グループで発言しても構いませんか。

○安念座長 もちろん。積極的な御発言をお願いします。

○越智政務官 私の今日お話を伺った感想でありますけれども、先ほど安念座長がおっしゃっていたように、ダンスを外すことに一生懸命取り組まれてこられて、特に警察がそういう観点で取り組まれておられて、新たな課題として照度が出てきたときに、照度が適切

な指標なのかどうかという議論が、今日、新たに深く起こったと思います。

それに対して、今、安念座長がおっしゃったのは、政治家の中でもこのことを緩めることが道徳的にどうかという議論が出てくるので、そういう意味では、照度の問題は彼らが気にするのではないかと、照度の規制はいいのではないかとという意見も出てくるのではないかと。

○安念座長 という単なる疑問です。

○越智政務官 ここはちょっと私もまだ想定がつきません。要は、照度が低いと人は淫らな行為をしがちであるというお話が先ほどありましたけれども、そのことの議論は政治家の間でまだ深まったことがないので、その辺はこれから見守っていかなければいけないと思います。

○安念座長 分かりました。ありがとうございました。

他にどなたか御発言はありませんか。

滝座長代理、どうぞ。

○滝座長代理 遊興という意味で、淫らなというのは非常に抽象的な言葉なのですが、そういう環境が楽しい、リラックスするというところで行く場所でもあるのではないですか。法的に違反はまずいですが、これは余計な感想かもしれませんが。

○安念座長 遊興は、いろいろ定義付けをしようという試みは昔からあって、歡樂的雰囲気醸成なんてことが言われたりして、しかし、それは言い換えただけで、では、歡樂的雰囲気とは何ですかと聞き返されてしまう。

確かに、リラックスできるからこそ歡樂的雰囲気が醸し出され、遊興になるのだけれども、やはり遊興というものは何かしらリスクというか、よろしくない要素を含みがちだという前提があるのでしょうか。

○西日本クラブ協会 恐らく、これは高山先生という刑法の先生が、いわゆるパブリックコメントの募集に対して応募されて、発言というか、付けられた文章があるのですが、それによると、本当に遊興というものがそもそもどこから出てきているのかということと考えると、やはり風営法が制定されたそもそもの当初から、いわゆる今でいう2号営業の中に「遊興又は飲食」というものが入ってしまっていて、そこで想定されているのは、飲む、打つ、買うの、飲むとか、買うとか、そういうことにつながるものだと。

そうなってくると、それと関係のないような行為は省かれる。その立法目的を絞り込んで考えた場合に、遊興概念というものは、もっと狭い範囲に絞られていくのではないかと。

特にダンスということだけで考えると、今まで1号営業と2号営業のところには、2号営業には「遊興」という言葉が入っていますけれども、1号には入っていない。でも、1号は、接待、ダンス、飲食なわけです。

となると、もし遊興に完全にダンスが入るなら、そこは重なり合って法律が規制されていたと言ってもいいのではないかと思うのですが、そこは別にされていたということは、ダンスとはまた違うものが遊興としては想定されていたのではないかという論をお

っしゃっていて、そういうところからも考えていくと、やはり単純に今の報告書の言うような、ダンスも遊興に入ります、トランプも遊興に入ります、何でも入りますということではそもそもなかったわけで、例えば、エロチックなものに関わることであるとか、賭博的なものに関わることであるとか、そういった危険性をはらんだ行為のみを切り取って規制するのが本来の趣旨だったのではないか。

そこに立ち返ったときに、これはちょっと根本からの話になってしまうのですけれども、果たしてダンス営業というものを遊興というものにひっくるめて広く規制するという立て付けがいいのかどうかということは、ちょっと考える必要があるかとは、法律家としては思うところです。

○安念座長 ごもつともです。最近は何か賭博は良さげに言う人が増えてきましたから、また風向きが変わってきた。

他はいかがですか。

ちょっと私は田中さんに伺いたいのですが、香港とシンガポールにも御出店になっているわけですね。

これは素人の想像に過ぎないのだけれども、飲食という点は人間の健康に関わりますから、恐らくどこの国にも許可とか、そういう規制があると思うのです。

他方、エンターテインメントの部分について、シンガポールと香港では、日本のような許可制であるとか、面積規制であるとか、照度規制であるとか、その種のもののございましたか。

○ラテンワークスコーポレーション(株) もちろん許可を取るために必要な条件はあるのですが、照度とか、ダンスとか、そういった切り口ではもちろんありません。

ただ、基本的に、シンガポール、香港というのは非常にこういう飲食店業界を経済効果として重視しているので、こういった万が一のために規制を厳しくして取りにくくするか、事業者にとって厳しいハードルを課すようなことは基本的にはやっていないと思います。

○安念座長 具体的には、どういう要件を課されますか。

○ラテンワークスコーポレーション(株) 消防法であるとか、食品衛生法とか、広さに対する人数の割合で危険度がどうかという理論的な裏付けがあって、自分たちも納得できるような形であると思います。

○安念座長 分かりました。ありがとうございます。

他に何か御発言はございませんか。

今日は、どうもありがとうございました。大変参考になりました。しかし、1つ潰すと、また別の部分が出てくるものだなとつくづく嫌になってしまった。

確かに、前回の会議のときに、佐久間委員が、照度の規制というのは何か科学的な根拠があるのかと御質問になりましたが、本当にそのとおりです。警察庁さんも、別に科学的な根拠はないのだけれども、もともと深夜喫茶というものがはびこったときに、これはま

さに暗いことが売り物だったものだから、それで規制したということでした。

これはかなり彼らの本音に近いと思うのだけれども、ダンスを外すという、風営法の歴史の中では非常に大きな決断をする立法提案になるので、それと同時にまた照度の方も同時に外すことは、なかなか役人にとってはやりにくいと、そこまで露骨におっしゃったわけではないが、それはそういう口ぶりでおっしゃっていて、彼らの立場としては、私はある程度分かるのです。

今回、ダンスを外したし、4号についてはそもそも規制の対象にしないというのは、規制を所管する官庁としては、かなり大きな決断であったことは確かなのです。

ただ、その決断が大きかったがゆえに、かえって照度の問題がさらに一層クローズアップされてしまったところがあって、なかなか本当に一筋縄ではいかないというのは、率直な感想でありました。

本当に今日の御意見はいろいろな意味でとても参考になりました。大体、今までは営業者の方と商店街さんは対立する構図だったのですが、だんだんそうでもなくなって収れんしてきて、今回の御議論だと、やはり優良店だけ引き抜いて許可の対象にすると、かえってまずい。

問題は、確かにそういうところがあるのだから、規制の網はできるだけ広くかけておいて、合理的に規制をする。その上で、だんだんと営業のレベルというか、クオリティーを上げていく。

そうすると、営業者さんにとっても商店街にとってもウイン・ウインの関係になるという方向で、大体、抽象的なレベルだけれども、収れんされてきつつあるのではないかという感じがしまして、私としては、大変心強いというか、良かったという気がいたしました。

先ほど申しましたように、風営法の見直しの方向については、私どもの意見書に沿って、ダンスの切り口としては規制を見直すことになりましたので、この点はなかなか大きな決断をしていただいたと思っております。

ただ、そちらの方を外したのだから、もう一つは言うなと言われるとなかなかつらいところがあって、10ルクスという測り方、規制の在り方のそもそもの意味とか、測定方法については、当ワーキングというか、当規制改革会議として、今後とも注視をしていきたいと思っております。

どうぞ。

○西日本クラブ協会 1点だけ。先ほどの照度の問題なのですが、例えば、先ほどちょっと申し上げた、この意見書の中にも、西日本クラブ協会から出しておりますが、いわゆる除外規定、本来想定していたものと違うものは別だと、ただし、何々を除くという形の除外規定というようなものを、例えば、5号のところにかけていただけると、我々としては、仮に深夜遊興という形で規制するとしても、そちらの方に乗りやすいのではないかとことをちょっと提案させていただいております。これはまた技術的なところですが、申し上げます。

○安念座長 ありがとうございます。それはそのとおりですね。

ということで、今後とも重要なテーマとして取り組みたいと思いますので、今後ともどうぞ御教示くださいますように、お願いをいたします。今日は本当にお忙しいところをどうもありがとうございました。

(齋藤弁護士、日本ナイトクラブ協会、日本音楽バー協会、西日本クラブ協会、ラテンワークスコーポレーション(株)、六本木商店街振興組合退室)

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、議題2「地域活性化ワーキング・グループの進め方について」に移ります。事務局より御説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、お手元の資料2を御覧ください。

当ワーキングの今後の進め方の案でございますが、これは前回第1回の際に御説明したものと同じでございます。

第1回では、この紙を御説明した後、各委員から様々な御意見をいただきました。事務局といたしましては、いただいた御意見はそれぞれ今後の当ワーキングの進め方に非常に参考になったものが多かったのですけれども、ここに書かれているような進め方自体について、特に大きな御異論はなかったかと認識しておりますので、同じ紙でございますが、これを本日お決めいただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

○安念座長 「まちづくり」、「ひとづくり」、「しごとづくり」で行きましょうというのは、一般論としては、どうやって仕事をつくれればいいのか分からないというだけの話であって、多分、異論はないですね。

それでは、この進め方で進めさせていただくということでよろしゅうございますか。どうぞ。

○佐久間委員 この進め方については、これで結構だと思います。

1つ、状況の報告というか、ホットラインで10月から始まっていますが、実はもう仕掛かりの要望がありまして、これは前回、集まった後、例えば、6月、7月とか、その中に出てきたもので、まだ議論がされていない、これから各ワーキング・グループに振るものがあるのですが、意外とその中に、地域活性化に効く、タマとしてかなり大きいものが出てきています。

例えば、港湾労働者についての規制、これはつまり港の活性化で、非常に大きい。地方でなぜ港が繁栄しないのか。競争力がないのか。これは私も個人的に会社の関係で非常に苦い思いをしたことがあるのですが、これなどは非常に大きいタマだったり、当然、農地転用の問題も出てきていますし、やはり地方は動きが確保されないと難しいので、自動車に関してのいろいろな規制というものも出てきています。これなどは、一つ一つを取るとそんなに大きくはないのですが、意外と意味があるようなものもあります。

ですから、これから上がってくるものを、この10月の月間に関わらず見ていただいて、実際のテーマを決め、なおかつ深掘りしていただければよろしいのではないかと思います。

あと必ずしもワーキング・グループに振るときに、地域活性化ワーキング・グループではないところに行くようなものもあるのですが、実際は地域に効くというものもありますので、ちょっとその点は、今後、各ワーキング・グループで議論するものも見ながら、捨てるものは捨っていくのだろうと思います。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。大変勇気付けられるお話をいただきました。他にいかがでございましょうか。

では、方針としてはそういうことで、ホットラインの方も期待していきたいと思います。

それでは、本日の議題はここまでということでございますが、事務局からお願いします。

○柿原参事官 連絡事項で、次回の日程はまた改めて御連絡を差し上げるということでございます。